

# 金山町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和4年4月19日（火）9時25分から10時17分
- 開催場所 金山町役場4階 委員会室
- 出席委員 (15名)

|                 |        |        |
|-----------------|--------|--------|
| 農業委員            | 1 番委員  | 五ノ井 齊  |
|                 | 2 番委員  | 須佐 勉   |
|                 | 3 番委員  | 五十島 文榮 |
|                 | 5 番委員  | 三瓶 浩一  |
|                 | 6 番委員  | 小林 和衛  |
|                 | 7 番委員  | 星 光雄   |
|                 | 8 番委員  | 西脇 優   |
|                 | 9 番委員  | 渡部 真明  |
|                 | 10 番委員 | 栗城 篤義  |
|                 | 11 番委員 | 横田 敏宏  |
|                 | 12 番委員 | 栗城 元一  |
|                 | 13 番委員 | 谷ヶ城 雄司 |
| 会長              |        |        |
| 農地利用最適化<br>推進委員 | 旧川口・本名 | 黒田 修市  |
|                 | 旧横田    | 渡部 勘治  |
|                 | 旧沼沢    | 中丸 謙公  |

- 会務報告 (令和4年3月22日～令和4年4月18日)  
3月22日 第3回金山町農業委員会（委員会室 委員14名）  
4月8日 JA会津よつば代表理事組合長要望活動（町長公室 会長）
- 議事 議案第4号 現況確認証明申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画について
- 協議 令和4年度農作業標準賃金額の諮問結果について
- その他
- 閉会
- 農業委員会事務局職員  
事務局長 五ノ井 輝夫  
事務局次長 土田 純一  
事務局主事 馬場 和也

|      |                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局長 | おはようございます。新年度初めての委員会に全員揃ったこと嬉しく思います。定刻より若干早いですが始めたいと思います。皆さま御起立願います。礼、着席。                                                                                                                                                         |
| 会長   | おはようございます。今年は雪が多く大変だと思っていましたが、ここ数日は暖かい日が続き雪も解け、例年通り農作業が進められるのではと思っています。毎年4月には懇親会を開催していましたが、コロナが収束せず今年も開催できませんが、研修視察については状況を見て実施したいと思っています。それでは第4回農業委員会を開催します。会議録署名人を10番委員、11番委員お願いします。会務報告を事務局お願いします。                             |
| 事務局  | 令和4年3月22日から令和4年4月18日までの会務報告を致します。3月22日、第3回金山町農業委員会が4階委員会室で行われ委員14名の出席でした。4月8日JA会津よつば代表理事組合長要望活動には、町長・議長と一緒に会長が出席しました。以上です。                                                                                                        |
| 会長   | 只今の説明にありましたように4月8日JA会津よつば代表理事組合長が役場にお見えになり町長、議長、私で要望をお願いしました。JA会津よつばの説明によると5年計画で金山支店の購買部門をなくし、昭和支店に金山と三島をまとめて置くということでした。組合長は計画はそうですが、地域の住民が不便になっては困るのである程度は継続していきたいと話してはいましたが、1年2年は継続してもいずれは統合なるのかなあと私は思いました。事務局長も同席しましたが何かありますか。 |
| 事務局長 | これまで通り金山支店は同じ体制でお願いしたい、横田支店についても継続してもらいたいと町として要望しました。JAの考え方については会長が説明した通りです。すぐに改革を進めるのではなく今後の経営のために計画を立てたということで、農家の皆さんには負担をかけないようにしていく考えのようです。                                                                                    |
| 会長   | この件で皆さん何かございませんか。ないようでしたら議事に進みたいと思います。議案第4号現況確認証明申請について説明をお願いします。<br><br>(議案朗読・説明)                                                                                                                                                |
| 会長   | それでは地区担当の8番委員お願いします。                                                                                                                                                                                                              |
| 8番委員 | 事務局の説明にありましたが、周辺の多くは原野や山林となっています。一部農地もありますがここ十数年耕作はされておらず、その農地についても今後現況確認証明で地目変更を検討しているとのことでした。最終的には建設会社の土砂仮置き場として利用する予定とのことですが、会長、事務局、業者の4人で確認しましたが土砂の流失の心配もなく問題ありませんでした。                                                        |
| 会長   | 皆さんから何かございませんか。ないようですのでご承認いただけますか。                                                                                                                                                                                                |

|               |                                                                                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一同            | はい。                                                                                                            |
| 会長            | それでは議案第 5 号農用地利用集積計画について説明をお願いします。<br>(議案朗読・説明)                                                                |
| 会長            | 新規の設定について、小栗山地区の担当委員をお願いします。                                                                                   |
| 10 番委員        | 新規の田の場所が借受人の田と隣接しており耕作上問題はありませんのでよろしく<br>お願いします。                                                               |
| 会長            | それでは新規の設定の滝沢地区の担当委員をお願いします。                                                                                    |
| 推進委員<br>(旧横田) | 前耕作者が耕作をやめるということなので、農業法人で耕作してもらえることがで<br>きよかったです。                                                              |
| 会長            | それではその他の再設定について何かございませんか。担当委員から何かありまし<br>たらお願いします。滝沢地区の体調を崩された前耕作者の方は、かなり多く耕作さ<br>れていたようですが、これからはできないということですか。 |
| 推進委員<br>(旧横田) | 亡くなられたとの情報もありますが町外の方なので詳細はわかりません。お子さん<br>も耕作はしないそうです。今後は農業法人にお願いするしかないと思います。                                   |
| 9 番委員         | 亡くなられた場合、契約はどうなりますか。新たに相続された方と再契約をするの<br>ですか。                                                                  |
| 事務局           | 公告が終了し、5 年間の途中で亡くなられた場合は有効です。契約が終了し、再設<br>定する場合は新たな相続人と契約することになります。                                            |
| 9 番委員         | 今回の場合、期間が 5 年間ですが長いですね。亡くなられた方を対象に借りてい<br>ていいのですか。                                                             |
| 会長            | 契約そのものと、耕作できないのは困ると思います。                                                                                       |
| 事務局次長         | 逆に借り手が亡くなった場合、解約して引き継いで耕作するなら問題ありません。                                                                          |
| 事務局長          | 今回の場合、契約は有効ですが、相続人に賃料等確認しないとわからない部分があ<br>ります。                                                                  |
| 事務局           | 合意解約を相続人として再設定するのか、新たに別の方に貸すのかということにな<br>ります。                                                                  |
| 9 番委員         | 今回の場合は、5 年後になるということですか。                                                                                        |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局次長 | はい、今のところそのような方法しかありません。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 9 番委員 | はい、わかりました。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局   | 今回の件は、昨年から体調を崩されたと聞いており地区の方々も心配していましたので、3 月までに亡くなられた方が借入していた田については合意解約をして地区の耕作者の方と農業法人に振り分けをしました。所有している田については何筆かあり耕作者はまだ決まっていません。まずは住所が金山にない方なので、農業委員会から公文書で照会をし、相続人の情報を得てから金山に所有の土地がある旨を知らせ特定する必要があると思っています。特定が終わったら所有している農地について賃貸借契約を結んでもらうような流れになります。 |
| 事務局長  | 少しわかりにくい部分がありますので、事務局の方でも不確定なところもあります。今は相続人が必ずいるとは限らず、相続しないというのもあり得るので、これから調べて来月の農業委員会でまとめて報告したいと思います。                                                                                                                                                   |
| 会長    | その他、何かございませんか。ないようですのでご承認いただけますか。                                                                                                                                                                                                                        |
| 一同    | はい。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会長    | それでは協議に移ります。令和 4 年度農作業標準賃金額の諮問結果について事務局よりお願いします。                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局   | 4 月 8 日に金山町農業労働力調整協議会が開催され、一部修正ということで農作業賃金が諮問案では 1 日 6,500 円でしたが、6,700 円に変更するものです。これは県の最低賃金が令和 3 年 10 月 1 日に 800 円から 828 円になり、諮問のあった 6,500 円では 1 時間当たりの単価が最低賃金を下回ってしまうため、8 時間×828 円ですと 6,624 円になったので 6,700 円にしました。諮問案の段階で事務局の方で気がつかず申し訳ございませんでした。        |
| 会長    | 6,500 円から 6,700 円に諮問を受けましたので、皆様のご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。                                                                                                                                                                                                 |
| 一同    | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 会長    | ないようでしたら、ご承認いただけますか。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 一同    | はい。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会長    | その他に移ります。                                                                                                                                                                                                                                                |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局    | <p>今ほど承認いただいた今年度の農作業標準賃金のチラシは今週全戸配布します。机に配布したファイルと活動記録簿の付け方について説明します。町では平成 29 年度から推進委員を配置し、農業委員会の活動をしてきました。今年度から農地の最適化活動ということで、金山町は 3 年に 1 回指針を定め公表してきましたが、更に年ごとに目標設定を行い、次の年に前年度の目標に対する成果を公表するよう農林水産省から示されました。これを受け農業委員等の活動記録について記録簿を残してもらい、次年度に成果として公表します。皆さんには忙しい中、心苦しいのですがご理解をいただきご協力よろしくお願いします。</p> <p>(活動記録簿の付け方・説明)</p> |
| 会長     | 皆さん、面倒なことだとお思いでしょうが国からの指導もあり、農業委員の活動をアピールしていただきたいのでご協力よろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局次長  | 事務局としては皆さんになるべく負担をかけないようにしたいと思いましたが、ご協力お願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 会長     | 農業用水路や農道の普請は当てはまると思いますが農地の草刈りはどうですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局次長  | 個人でやるのではなく数人でやった場合は話もできると思うので、いろいろなケースに当てはめて記録をしていただきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局    | 国からは月 10 日くらいと示されています。ただ、金山町の場合、冬は農地の確認ができないので、次年度の作付けについて話したなどしか記録できないと思いますが、ささいなことでもメモをとっていただいて記録簿に記入し、毎月の農業委員会開催時に提出していただきたいと思います。毎月の利用権設定も活動として紐づけしたいと思っているので最低 5 日くらいでもいいのでよろしくお願いします。                                                                                                                                   |
| 会長     | これは 4 月からですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局    | はい、4 月からです。5 月の農業委員会に 4 月の活動記録簿を提出していただきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 会長     | 皆さんから、何か質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 11 番委員 | 田だけですか。畑もですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局    | 農地ですので畑も含めてお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 11 番委員 | はい、わかりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 会長     | その他、何かございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|                   |                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 番委員<br>事務局長    | 確認ですが、月 5 日でいいのですね。<br>はい、ただ年間の日数で計算すると、金山の場合は冬に活動できないのでできたら、今の時期から 15 日でも 20 日でも記録していただきたいです。 |
| 9 番委員<br><br>事務局長 | 今日からですか。<br><br>さかのぼって、4 月 1 日からお願いします。                                                        |
| 会長                | その他、何かございませんか。                                                                                 |
| 一同                | ありません。                                                                                         |
| 会長                | ないようですので閉会したいと思います。ご苦労様でした。                                                                    |

以上の会議の内容は書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため署名する。

令和 4 年 4 月 19 日

福島県大沼郡金山町農業委員 署名委員

議長 谷 城 雄 司  
委員 横 田 敏 宏  
委員 栗 城 篤 義